

## 議案第43号

阿見町犯罪被害者等支援条例の制定について

阿見町犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和8年6月2日提出

阿見町長 千葉 繁

### 阿見町犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、犯罪被害者等(町民等である者に限る。以下同じ。)の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう被害の軽減及び早期の回復を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住所を有し、居住し、通勤し、又は通学する者及びこれらの者が組織する団体であって、町内で活動するものをいう。
- (2) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の偏見、無理解、配慮に欠ける言動等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

#### (基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援のための施策は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられることができるよう推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。  
(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携協力を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施する責務を有する。

- 2 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に関する体制整備に努めるものとする。  
(町民等及び事業者の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、並びに町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。  
(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関等との連絡調整を図るものとする。  
(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

- 2 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供に努めるものとする。  
(安全の確保)

第8条 町は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第10条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発活動)

第11条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について町民等及び事業者の理解を深めるよう情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援の制限)

第12条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第43号説明資料

阿見町犯罪被害者等支援条例の制定について

【制定の理由】

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することを目的に、条例を制定するものがあります。

【主な内容】

- 1 犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるよう規定した理念条例になります。
- 2 条例で規定した見舞金の支給については、別添「阿見町犯罪被害者等支援条例施行規則」により規定しています。見舞金は、「遺族見舞金」と「重傷病見舞金」の2種類になります。

○見舞金の概要

項目	遺族見舞金	重傷病見舞金
1. 見舞金の額 (第3条)	30万円 ※重傷病見舞金を受給後、1年以内に死亡の場合、差額20万円を支給します。	10万円 ※療養期間1月以上かつ入院3日以上であること
2. 支給対象者 (第4条)	遺族（代表者1名） ※犯罪被害時に被害者、遺族とも町民であること ※順位は、配偶者、子・父母・孫・祖母・兄弟姉妹の順（第5条）	犯罪被害者本人 ※犯罪被害時に町民であること
3. 併給制限	なし ※国給付金、県見舞金の支給を受けていても受給できます。	
4. 支給制限 (第6条) ※見舞金を支給しない例	(1) 被害者と加害者に次の関係があったとき ・配偶者、直系血族、3親等内の親族 (2) 被害者等に次の行為があったとき ・犯罪行為を誘発・容認、暴力行為組織に所属、報復をした等	
5. 見舞金申請書の添付書類 (第7条)	・診断書、被害者との続柄を確認できる戸籍謄本、代表者選任届	・診断書
6. 見舞金の取消・返還 (第11条)	支給制限に該当、不正受給が判明したとき	

別添

## 阿見町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿見町犯罪被害者等支援条例(令和8年阿見町条例第〇号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項の犯罪行為をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病であって、警察への照会等により客観的に確認できるものをいう。

(3) 死亡被害者 犯罪被害者等のうち、犯罪行為による被害を受けて死亡した者をいう。

(4) 重傷病被害者 犯罪被害者等のうち、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病であって、次の要件のいずれにも該当するものを犯罪行為により被った者をいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上あること。

イ 当該負傷又は疾病の療養のために3日以上入院を要すること(当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができないこと。)

(見舞金の種類及び支給額)

第3条 条例第7条第1項に規定する見舞金の種類及び支給額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合(当該犯罪行為が行われた日から起算して1年を経過した日までに死亡した場合に限る。)は、同項第1号に規定する額から既に支給した重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として支給する。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 死亡被害者が犯罪被害を受けた日において本町に住所を有する遺族のうち、次条の規定により第1順位の遺族となる者(以下「第1順位遺族」という。)

(2) 重傷病見舞金 重傷病被害者であって、当該犯罪行為が行われた時に本町に住所を

有する者

- 2 前項の規定に関わらず、死亡被害者又は重傷病被害者が、当該犯罪行為が発生した時点において、やむを得ない理由により町内に住民登録をせずに居住していた場合は、町内に住所を有していたとみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、遺族見舞金の支給を受けようとする者が社会通念上適切でない町長が認めるときは、第1順位遺族から除くものとする。

(見舞金の支給制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者、重傷病被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この項において「被害者等」という。)と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があつたとき。

ア 配偶者

イ 直系血族

ウ 3親等内の親族

- (2) 被害者等に次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 被害者等に次のいずれかに該当する事案があつたとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、町長は、見舞金を支給することが社会通念上適切でない  
と認める場合は、見舞金を支給しないことができる。

(見舞金の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。ただし、町長が公簿等によってその事実を確認できる場合は、この限りでない。

(1) 遺族見舞金 阿見町犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号。以下この条において「申請書」という。)及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

エ 申請者が死亡被害者の配偶者であって、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

カ 申請者が第5条第1項第2号に該当するものであるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ 第1順位遺族が2名以上あるときは、阿見町遺族見舞金代表者選任届(様式第2号)

ク その他町長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 申請書及び次に掲げる書類

ア 当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

イ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有し、又は居住していた者であることを証明する書類

ウ その他町長が必要と認める書類

(見舞金の申請期限)

第8条 見舞金は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、申請することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期限までに前条の規定による申請ができなかったと町長が認めるときは、その理由の止んだ日から6月以内に限り、見舞金の申請をすることができる。

(見舞金の支給決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の支払の請求)

第10条 前条第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、見舞金の支給を請求しようとするときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金を返還させることができる。

(1) 見舞金の支給決定後に、第6条第1項各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、阿見町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第5号)により、その旨を受給者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。